2020年 5月

**2020年度　院生プロジェクト助成金　募集要領　《追加募集》**

先端総合学術研究科

「2020年度　院生プロジェクト助成金」について、以下のとおり追加募集を行います。

●追加募集の件数及び助成金額（上限）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 内容 | 募集件数 | 助成額 |
| A | 研究力向上型 | 輪読会・論評会・調査研究のための費用・ワークショップ開催など | 数件 | 10万円 |
| B | 国際共同研究推進型 | 海外からの研究者を招聘しての研究会・シンポジウムなど | 1件 | 20万円 |
| C | 成果発信型 | 院生プロジェクト（過年度実施分含む）による成果物刊行（日／英） | 1件 | 10万円 |

※A・B・C単独、もしくは複数種別を重複して申請してもよい。

●申請方法

「院生プロジェクト助成金交付申請書」（別紙①）に必要事項を記入の上、申請書類データを電子メールにて送付すること。

　申請書類提出先：sentan01@st.ritsumei.ac.jp

　申請書類：院生プロジェクト助成金交付申請書（別紙①）

　申請期間：2020年5月27日（水）～6月22日（月）17時　＜厳守＞

＊執行経費の算出に際しては、別紙の執行基準を参照すること。

●審査

　先端総合学術研究科教授会にて審査を行い、採否を決定する。なお、申請内容および応募状況に応じて、申請金額が上限まで認められない場合がある。

　審査結果発表：2020年7月6日（月）

●制度概要

※募集要領（第一次）から大きな変更はありません。必ず確認の上応募すること。

1. 目的

先端総合学術研究科では、以下を目的として、後期課程相当院生の運営する萌芽的プロジェクトに対し、プロジェクト研究および研究成果発表に必要な研究資金の一部を交付しています。

①共同研究を通じて、各院生の博士論文執筆に必要な研究力を向上させる。

②最先端の国際的な研究動向を理解し、海外の院生と協働・討論する能力を培い、グローバルな活躍を視野に入れて研究する力を身につける。

③各個研究を一つのテーマのもとで編集し、より大きな成果へとつなげる実践的な能力を培い、独創的な共同研究を組織できる研究者となる。

1. 募集内容

1）募集区分及び助成金額（上限）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 内容 | 助成額 |
| A | 研究力向上型 | 輪読会・論評会・調査研究のための費用・ワークショップ開催など | 10万円 |
| B | 国際共同研究推進型 | 海外からの研究者を招聘しての研究会・シンポジウムなど | 20万円 |
| C | 成果発信型 | 院生プロジェクト（過年度実施分含む）による成果物刊行（日／英） | 10万円 |

※A・B・C単独、もしくは複数種別を重複して申請してもよい。

※審査の結果、予算残額が生じた場合は追加募集を行うことがある。その場合は別途公表する。

2）申請資格

①主として立命館大学大学院先端総合学術研究科に在学する学生により構成されていること。なお、テーマに応じて一部本学の他研究科院生を構成員に含めることを妨げない。ただし、所属に関わらず申請時において休学中の者は構成員に含めることはできない。

②先端総合学術研究科教員1名より申請するプロジェクトの教員責任者となることの承諾を得ていること。

③ 以下の資格を満たす者が研究代表者であること。

・研究課題を統括し、研究計画の遂行、研究成果のとりまとめや公表、経費執行管理など全ての責任を持てる者

・立命館大学大学院先端総合学術研究科3回生以上に在学している者で、既に博士予備論文を提出し、審査に合格している者、もしくは立命館大学大学院先端総合学術研究科に転入学した者

④以下の資格を満たす者が研究分担者であること。

・先端総合学術研究科および他研究科の大学院生で、研究計画の遂行にあたり、研究代表者と共同して中心的な役割を果たし、研究成果公表にあたり実質的に参画する者であること

3）助成対象経費

院生プロジェクトで行う研究活動のための以下の経費。ただし、各区分を重複して申請する場合も、区分によって助成上限額、対象となる経費が異なるので、注意すること。

＜A：研究力向上型＞

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 内容 |
| 講師謝礼 | 講演会等の講師への謝礼金 |
| 講師交通費 | 学外講師の移動にかかる航空賃、鉄道賃、船賃、および車賃  （立命館旅費支給基準に従う） |
| 講師宿泊費 | 証憑にもとづく室料実費（1 泊あたり12,000 円上限）もしくは規定の12,000円支給 |
| インタビュー | プロジェクトにおける調査のためのインタビュー等、協力謝金  （学生を対象とする場合は図書カードを基本とする） |
| 調査交通費 | フィールドワーク等の交通費（立命館旅費支給基準に従う） |
| 資料費 | プロジェクトで使用する資料の購入費・貸借費（公文書、統計資料、パンフレット、私資料、貴重資料、画像・映像資料等）。**ただし、商業出版されている書籍や映像資料、立命館大学内の図書館で閲覧できる文献資料等の購入費は除く**。また経費の3分の１以上を資料費に使用することはできない。購入した資料は、研究科の「備品」として報告書とともにプロジェクト終了後に提出すること。 |
| 消耗品費 | プロジェクトで使用する消耗品 |
| 印刷費 | 資料・報告書作成のための複写費、製本費用 |
| 施設利用費 | プロジェクトが自己の主催により使用した会場の費用 |
| その他 | 郵送料、博物館等の入館費用等 |

＜B：国際共同研究推進型＞

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 内容 |
| 講師謝礼 | 講演会等の講師への謝礼金 |
| 講師交通費 | 海外・学外講師の移動にかかる航空賃、鉄道賃、船賃、および車賃  （立命館旅費支給基準に従う） |
| 講師宿泊費 | 証憑にもとづく室料実費（1 泊あたり12,000 円上限）もしくは規定の12,000円支給 |
| 通訳・翻訳 | 海外招聘者の通訳、翻訳への謝礼金 |
| インタビュー | 海外からの招聘者とともに行う国内でのインタビュー等、協力謝金（学生を対象とする場合は図書カードを基本とする） |
| 調査交通費 | 海外から招聘者を招く企画の事前準備のための調査および招聘者とともに行う国内でのスタディーツアー、資料収集等の交通費（立命館旅費支給基準に従う） |
| 消耗品費 | プロジェクトで使用する消耗品 |
| 印刷費 | 資料・報告書作成のための複写費、製本費用 |
| 施設利用費 | プロジェクトが自己の主催により使用した会場の費用 |
| その他 | 郵送料、DVDレンタル料、博物館等の入館料 |

※「国際共同研究推進型」は、日本国内での国際的共同研究推進への助成であり、研究メンバー自身の海外派遣・海外フィールドワーク等の費用は助成対象外になります。

※上記費目以外の予算執行が必要な場合には、必ず事前に相談してください。

＜C：成果発信型＞

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 内容 |
| 印刷費 | 資料・報告書作成のための複写費、製本費用 |
| 投稿費 | 学会誌・国際ジャーナル投稿費 |

1. 助成期間　　採択決定後、2021年2月28日（日）まで
2. プロジェクト成果の報告について

採択された院生プロジェクトの報告書については、先端総合学術研究科彙報、研究科HPに掲載するので、年度末にプロジェクト・マネージャー（研究指導助手）に書面とデータで提出すること（sentan01@st.ritsumei.ac.jp）。執筆要領・期限については別途連絡する。

なお、報告書の提出がない場合には、翌年度以降に同様のプロジェクトでの申請は認められないので、注意すること。

1. 注意事項

①別の資金（例：教員が保有する科研費等の外部資金や研究所のプロジェクト予算）と併用することもできる（例：旅費は科研費、謝金は本助成金から支出）。この場合、教員責任者とよく相談すること。

②採択金額を超えての支出が必要となる場合は打ち止め執行を認めることがあるので、事前に相談すること。

③講演会などの企画を実施する場合は、先端研MLにて告知を行うことを奨励する。企画の広報（研究科ウェブサイトやツイッターへの情報掲載）についてはプロジェクト・マネージャー（研究指導助手）に問い合わせること。なお、告知前に必ず別紙②「院生プロジェクト報酬・謝金等申請書」を提出すること。申請の証憑としてチラシや案内文書を添付すること。

④講演会などの企画を実施する場合は、上記に関わらず、別紙②「院生プロジェクト報酬・謝金等申請書」を遅くても開催日の2週間前までにプロジェクト・マネージャーに提出すること。また、支払いにあたって外国送金等が発生する可能性がある場合は、それ以前にプロジェクト・マネージャーに相談すること。

⑤過年度に採択されたプロジェクトが継続を希望する場合も、再度申請を行うこと。

⑥多数のプロジェクトに参画し、研究代表者または分担者としての責任が果たせなくならないよう留意すること。

⑦日本学術振興会特別研究員の場合は支援を受けられる経費に制限があるので注意すること。

⑧年度末まで予算を残し、駆け込みの予算執行を行わないようにすること。入念に計画を立案し、必ず実行すること。

⑨代表者および分担研究者が半期休学することは認められる。その場合は、休学以外の期間にプロジェクトの目的が果たせるように調整すること。

代表者が途中で半期休学したり、海外に短期調査・留学するなどで不在となる場合は、代表者を他の分担研究者に変更する必要がある。代表者の変更は、プロジェクトの遂行に支障をきたさないことを条件とする。代表者の変更に関しては、事前に教員責任者に承諾を得たうえで、プロジェクト・マネージャー（研究指導助手）に連絡すること。

また、申請あるいは採択決定後、研究メンバーに2020年度1年間の休学が発生する場合においても、事前に教員責任者に承諾を得た上で、プロジェクト・マネージャー（研究指導助手）に連絡すること。

なお、研究メンバーの休学によりプロジェクトの遂行が困難と見なされる場合には、院生プロジェクト採択取り消しとなることがあるので注意すること。

⑩資料費として購入できる物か否かが不明な場合は、事前にプロジェクト・マネージャー（研究指導助手）に相談すること。

⑪プロジェクト実施にあたっては、本学の新型コロナウイルス感染症への対応方針にもとづき、対面での打ち合わせの実施、研究会および企画開催について自粛または延期を求める場合があるので、留意すること。

1. 問い合わせ先

運営、執行、広報等について質問がある場合は以下へ問い合わせること

プロジェクト・マネージャー（研究指導助手） sentan01@st.ritsumei.ac.jp

先端総合学術研究科院生プロジェクト執行基準

2020.4

1. 助成対象経費

　助成対象経費は、A、B、Cの各区分によって異なる。それぞれ該当費目をよく確認して実施計画および予算執行計画を立てること。

1. 謝礼に関わる源泉徴収税について

招聘者（講師、通訳・翻訳）に対する謝金は源泉徴収税の対象となる。また、招聘者に旅費（交通費・宿泊費）を直接支払う場合は、謝金に加算し、源泉税を計算する。

＜源泉徴収税額＞

居住者　：10.21％

非居住者：20.42％

居住者： **0.8979** = 1 - 10.21％

非居住者：**0.7958**= 1 - 20.42％

＜計算方法＞

　総支給額　= 招聘者手取り額 ÷（1－源泉徴収税率）

**1円未満は切り捨て**

|  |
| --- |
| 居住者：「日本国内に住所を有し、または現在まで引き続いて１年以上居所を有する個人」非居住者：「居住者以外」 |

＜計算例＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 謝金20,000円（手取り額）のみを  支払う場合 | 謝金20,000円（手取り額）と  交通費15,000円を支払う場合 |
| 居  住  者 | 20,000÷**0.8979**＝22,274.195…  ≒　22,274円  　　　　↑  総支給額（申請書への記載額） | （20,000＋15,000）÷**0.8979**＝25,131.94…  ≒　38,979円  　　　　↑  総支給額（申請書への記載額） |
| 非  居  住  者 | 20,000÷**0.7958**＝25,131.94…  ≒　25,131円  　　　↑  総支給額（申請書への記載額） | （20,000＋15,000）÷**0.7958**＝43,980.89…  ≒　43,980円  　　　　↑  総支給額（申請書への記載額） |

1. 非居住者への支払方法について

非居住者への支払は、原則として現金支払いとする。手続き上、1ヶ月前には申請書を提出。

1. 交通費・宿泊費について

　　立命館旅費支給規程を準用し、以下の通り取り扱う。

①交通費は鉄道賃、船賃、車賃（領収書不要）および航空運賃（領収書必要）とする。

②順路に従い最も経済的かつ合理的な経路および方法により算定し支給する。

③JRを基本とするが、経済的かつ合理的な経路な場合はJR以外の私鉄等の利用も可。

④発着地は以下の通り。

　招聘者：　居住地最寄り駅～JR京都駅～キャンパス（バス停「立命館大学前」）

　院生：　 衣笠キャンパス（バス停「立命館大学前」）～JR京都駅～目的地最寄り駅

　私鉄等を利用する場合の最寄り駅は、阪急線西院駅、京阪線三条駅とする。

⑤鉄道賃は乗車日当日の料金とする。

⑥往路および復路において、同一区間、同一経路であり、片道の乗車区間がJRの定める営業キロで601キロメートル以上である場合、往復割引料金にて支給する。

⑦航空運賃はエコノミークラスとし、領収書と搭乗券半券（原本）の提出が必要。

　eチケットでの購入により領収書がない場合や半券を紛失した場合は所定の「理由書」を提出。

⑧宿泊費は1泊あたり12,000 円を上限として、証憑にもとづく宿泊料（室料）の実額、

　もしくは規定の12,000円を支給。

⑨招聘者に対して交通費・宿泊費を支払う場合は源泉徴収を行う必要がある。源泉徴収額を含めた金額を算出する場合は交通費・宿泊費・謝金の合計額で計算すること（上記参照。ただし、交通費・宿泊費が業者払いの場合は源泉徴収の対象外につき注意）。

⑩領収書については、宛名を「立命館大学」とし、貼付すること。なお、領収書裏面に自署もしくは捺印すること。